

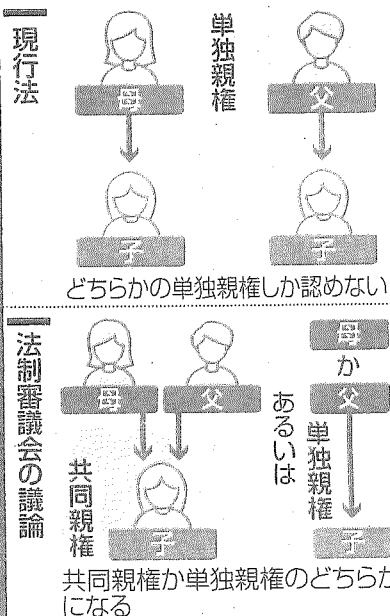
「共同親権」導入を提示

法制審議会 事務局、たたき台

離婚後の子育てのあり方を検討している法制審議会（法相の諮問機関）の家族法制部会で29日、一定の条件を満たせば父母双方に親権を認める「共同親権」の導入を柱とした要綱案のたたき台が事務局から示された。

昨年11月に部会が公表した中間試案では、共同親権を「認める」「認めない」の両論併記にとどまっていた。パブリックコメント（意見公募）やその後の議論を踏まえ、共同親権導入に向けて一歩踏み込んだ形。

- 離婚後の子育てに関する要綱案のたたき台のポイント
- 子育てに関する父母の責務を明記
 - 合意があるなどの場合に離婚後の共同親権を認める
 - ドメスティックバイオレンス(DV)がある場合などは単独親権とする
 - 養育費を優先して取り立てられる「先取特権」を同居親に与える
 - 最低限の養育費を要求できる「法定養育費」制度を創設
 - 家庭裁判所が子供と別居親との早期の面会交流を促せる手続きを新設



離婚後の親権のイメージ

法相に答申する要綱案の策定に向け、さらに議論を進める。

離婚と親権

親権は、未成年の子供に対し身の回りの世話・教育をする身上監護や、財産管理をする権利で、義務の性質もあるとされる。現行民法では婚姻中は父母が共同で親権を持つが、離婚後は一方に決める単独親権で、双方が親権者になることはできない。協議や裁判で婚姻を解消する離婚は、日本では協議離婚の割合が約9割と海外より高い。誰が監護者になるかや養育費、子供の面会交流などに関し取り決めないケースも多い。人口動態統計(概数)によると、昨年の婚姻数は約50万5千組で、離婚は約17万9千組。

たたき台では、離婚協議の中で父母が合意すれば、共同親権か単独親権を選べると明記。合意がなければ、裁判所に判断を委ねる。判断に際しては、子の利益や父母同士の関係を考慮するよう求め、ドメスティックバイオレンス(DV)が確認された場合などは単独親権とする。

養育費については、他

離婚後の共同親権導入に向けて一歩踏み込んだ要綱案のたたき台が、法制審議会家族法制部会で示された。離婚後も父母双方に子育ての責務を課す一方、共同親権導入に慎重な意見も踏まえ、単独親権の選択も幅広く認める「折衷案」となった。ただ、部会内の意見の隔たりは大きく、要綱案の策定までには議論の曲折も予想される。

部会では令和3年3月の第1回会議以来、共同親権導入に積極的な意見と消極的な意見がぶつかりあってきた。

積極派は、婚姻の有無に関わらず子育ての責務が親にあるとして原則、離婚後も共同親権とするよう主張。これに対し消極派は、DVや虐待の疑いがある家庭で、共同親権が認められることへの懸念を示していた。

これを受けて今回のたたき台は、原則を共同親権とした上で、親権の判断にあたってはDVや虐待を念頭に、父母関係や親子関係を考慮するよう明記。

DVによる恐怖などを盾に無理やり共同親権の合意を強いられることがないよう、親権と離婚の協議は別にし、合意の過程に問題が発覚した場合は、親権者をさらに変更できる仕組みも取り入れた。

合意がなくても最低限の養育費を請求できる規定を設けたのは、養育費について「協議すら困難な家庭がある」との意見も踏まえたものだ。

別居している親と子供との面会交流は従来、離婚協議の最終段階でようやく認められることが多かった。だが、たたき台では、協議の早い段階で家庭裁判所が双方に面会交流を促すことができる権限を付与した。

(荒船清太)

DV・虐待懸念なら単独親権も

限の金額を要求できる「法定養育費」の制度の創設も盛り込んだ。

別居親と子供との面会を、早い段階で裁判所が促せる手続きも設けた。